



福島医発第2517号(地)
平成24年 1月31日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成24年有害物ばく露作業報告対象物について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、別紙1のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、日本医師会を通じて、周知の協力依頼が参りましたので、ご連絡申し上げます。

本件は、労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき、事業者は労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う作業場において、労働者を当該物質のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとなっておりますが、今般、告示の一部が下記のとおり改正されたことに伴い、平成24年において有害物ばく露作業報告の対象となるものが新たに公表されました。

つきましては、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、事業場において産業医活動をされている会員につきましては、事業場に対し、適切な有害物ばく露作業報告がなされるよう、御協力お願い申し上げます。

記

- 1 今回の告示の改正により、有害物ばく露作業の報告の対象となる物は、別紙2に定めるとおりである。
なお、対象物はいずれも労働安全衛生法第57条の2第1項の通知の対象となっている物であること。
- 2 事業者は、平成24年1月1日から同年12月31日までの間に該当の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になった時は、報告書を提出しなければならない。
- 3 報告書は平成25年1月1日から同年3月31日までに提出しなければならない。

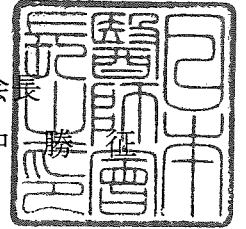
日医発第964号（地Ⅱ213）

平成 24 年 1 月 18 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長

原 中



平成 24 年有害物ばく露作業報告対象物について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき、事業者は労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う作業場において、労働者を当該物質のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 の有害物ばく露作業報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとなっておりますが、今般、告示の一部が下記のとおり改正され、平成 24 年に報告が必要とされるものが公表されました。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

記

- 1 今回の告示の改正により、有害物ばく露作業の報告の対象となる物は、別添に定めるとおりである。

なお、対象物はいずれも労働安全衛生法第 57 条の 2 第 1 項の通知の対象となっている物であること。



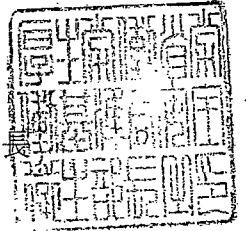
- 2 事業者は、平成24年1月1日から同年12月31日までの間に該当の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になった時は、報告書を提出しなければならない。
- 3 報告書は平成25年1月1日から同年3月31日までに提出しなければならない。



基安発 1228 第 1 号
平成 23 年 12 月 28 日

(社) 日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



平成 24 年有害物ばく露作業報告対象物について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 95 条の 6 の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害発生のおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、平成 24 年 1 月から 12 月を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成 25 年 1 月から 3 月）の対象となる物が新たに公布されたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いします。

記

1 制度の概要

安衛則第 95 条の 6 の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 の有害物ばく露作業報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものであること。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物及び対象物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。）（以下「対象物等」という。）であること。

なお、対象物はいずれも労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第1項の通知の対象となっている物であること。

コード	物	含有量 (重量パーセント)
137	アクリル酸メチル	0.1%未満
138	アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	0.1%未満
139	イソシアン酸メチル	0.1%未満
140	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	0.1%未満
141	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	0.1%未満
142	塩化ホスホリル	1%未満
143	クロロエタン（別名塩化エチル）	0.1%未満
144	2-クロロフェノール	0.1%未満
145	酢酸イソプロピル	1%未満
146	臭素	1%未満
147	二硝酸プロピレン	1%未満
148	ピリジン	0.1%未満
149	フルオロ酢酸ナトリウム	1%未満
150	メタクリル酸	1%未満
151	メタクリル酸メチル	0.1%未満

3 対象事業場

事業者は、平成24年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物等の量が500キログラム以上になったときは、報告書を提出しなければならないこと。

4 報告の期間

報告書は、平成25年1月1日から同年3月31日までに提出しなければならないこと。